

江別市都市景観賞等の画像利用に関する規程

江別市では、市内の良好な景観をより多くの方々に知っていただくため、本規程に同意していただける事業者や個人に江別市都市景観賞及びランドマーク施設の画像を、無料で提供します。

1. 利用範囲

江別市内の企業、団体等が発行するパンフレット、企業誌などへの利用の他、市が必要と認めた場合

2. 申込み方法

本利用規程に同意の上、利用の目的ごとに江別市都市景観賞等画像利用申込書（以下、「申込書」という。）に必要事項を記入し、江別市企画政策部都市計画課（以下、「事務局」という。）までお申し込みください。ただし、次に掲げる場合は画像を提供できませんのでご了承ください。

- （１）活動が休止中など、受賞時と現状が著しく異なる場合
- （２）民間の受賞施設・活動において、所有者・活動者の了承が得られない場合
- （３）営利を目的とした画像利用など、本規程の主旨に反する場合

3. 提供元等の明示

提供した画像をパンフレット等に掲載する場合は、原則として画像データの提供元が江別市である旨及び被写体が江別市都市景観賞、ランドマーク施設である旨を表示してください。

4. 完成品の事前提出

利用者は、提供した画像を掲載したパンフレット等が発行する場合には、事前に事務局まで、完成品（１部）を提供してください。

提供した画像を掲載したパンフレット等が、申込書の利用目的以外での利用や、画像の印象を著しく損なう加工を施した利用、その他市が不相当と認めた場合には、提供した画像の利用をお断りする場合があります。

5. 著作権

提供画像の著作権は江別市に帰属します。

6. 免責事項

提供した画像の利用に起因して発生した事故及び損害に対しては、江別市はいかなる責任も負わないものとします。

7. 本利用規程の改訂

本利用規程は、予告なく改定することがあります。

8. 本利用規程の適用開始日

この規程は、平成24年8月28日から適用します。